

昭島市教育委員会傍聴人規則

昭和 29 年5月1日

教育委員会規則第5号

改正 平成元年4月 21 日教委規則第7 平成4年3月 27 日教委規則第1号
号

平成5年3月 31 日教委規則第2号

第1条 会議を傍聴しようとする者は、受付において自己の住所、氏名を明記し、係員の指示に従い、着席しなければならない。

第2条 傍聴人の定員は、会場の都合によつて制限することができる。

第3条 危険物を持っている者、酒気を帯びている者、その他委員長が職務執行上支障があると認める者は傍聴席に入場することを許さない。

第4条 傍聴席における傍聴人は、静粛を旨とし次の事項を守らなければならない。

- (1) 議事に対し公然と可否を表明しないこと。
- (2) みだりに席を離れ不体裁な行為をしないこと。
- (3) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

第5条 傍聴人が前条の規定に違反し、そのため会議の進行が妨害されるときは委員長は、これを制止し、その命に従わないときは退場を命ずることができる。

第6条 秘密会を開くとき、又は委員会が必要と認めたときは委員長は、すべての傍聴人を退場させることができる。

第7条 第5条及び第6条の場合に、委員長は係員をしてその命令を執行させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年4月 21 日教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成4年3月 27 日教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成5年3月 31 日教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。